

建築物省エネルギー性能表示制度【BELS】に係る

評価料金について

「建築物省エネルギー性能表示制度業務規程」第 12 条で規定する評価料金については、以下によるものとする。

1. 基本料金		(消費税込み)
	単 独 申 請	併 願 申 請
		断熱等性能等級及び 一次エネルギー消費量等級を他の申請で 評価できる場合 (※1)
戸建住宅	33,000 円	7,700 円
共同住宅	別途見積もりによる	

(※1)：設計住宅性能評価（省エネ基準適合）・長期優良住宅技術的審査・
低炭素建築物技術的審査

(※2)：BELS プレート・シールの製作代は別料金

(※3)：ZEH の場合は、単独申請・併願申請とも 2,200 円加算

2. 変更料金

上記料金の 2 分の 1 の額

(ただし、軽微な変更で評価が不要な場合は 3,300 円とする)

3. 再発行料金

1 通につき 3,300 円

4. その他

一定戸数以上の申請が見込まれる場合など、評価業務を効率的に実施できると
判断できる場合は、基本料金を減額できるものとする。

5. 減額規定

4. その他により減額できる場合は下表によるものとする。

戸数（戸建住宅）	減額率
10 戸以上 20 戸未満	10%
20 戸以上	20%

※適用にあたっては、戸数、期間等を事前に当機関と協議を行うこと。